十三　放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 十四　放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）	十二　単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 十三　単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。） 十四　家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器 十五　補聴器 十六　放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 十七　放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）	

○厚生労働省告示第七十九号

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）第四条第三項及び第五条第四項の規定に基づき、平成二十二年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第三項及び第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補正係数及び一人平均所得額を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

平成二十二年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第三項及び第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補正係数及び一人平均所得額

平成二十二年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号。以下「省令」という。）第四条第三項及び第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補正係数及び一人平均所得額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率又は額とする。

区分	率又は額
省令第四条第三項の厚生労働大臣が定める補正係数	一・〇一七三五〇五九九三五
省令第五条第四項の厚生労働大臣が定める一人平均所得額	五十一万四千七十一円

○厚生労働省告示第八十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、りんごに残留するアセキノシルの量の限度、大豆に残留するクロランスラムメチルの量の限度、米、とうもろこし、そば、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するトリネキサパックエチルの量の限度、米に残留するピリミノバックメチルの量の限度並びにばれいしよ、こんにやくいも、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、その他のきく科野菜、トマト、きゅうり、すいか、ほうれんそう、日本なし、西洋なし、ぶどう及びその他のハーブに残留するメプロニルの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十三年三月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のアセキノシルの項中

「その他のきく科野菜 ピーマン なす その他のなす科野菜」	1ppm 1.0ppm

を

「その他の野菜」	0.7ppm

に、

「その他の野菜」	1ppm

を

「その他のきく科野菜 ピーマン なす その他のなす科野菜」	5ppm 2ppm 1ppm 1ppm

に、

「りんご」	1ppm

を

「りんご」	0.7ppm

に、

「すもも」	0.7ppm

を

「すもも うめ」	0.7ppm 2ppm

に改める。

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のクロメプロップの項の次に次のように加える。

クロランスラムメチル	大豆	0.02ppm
トリネキサパックエチル	小麦 大麦 ライ麦 その他の穀類	0.6ppm 0.6ppm 0.6ppm 0.6ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のトリネキサパックエチルの項を次のように改める。